

新 旧 対 照 表

産科医療施設等整備事業費補助金交付要綱

改正前					改正後				
産科医療施設等整備事業費補助金交付要綱					産科医療施設等整備事業費補助金交付要綱				
第 1 ～ 第 10 (略)					第 1 ～ 第 10 (略)				
					<p><u>附 則</u></p> <p><u>この告示は、公示の日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。</u></p>				
別表					別表				
事業の 区分	補助の対象		補助率 (額)	下限額	事業の 区分	補助の対象		補助率 (額)	下限額
	補助対象経費	補助基準額				補助対象経費	補助基準額		
施設整備 事業	産科医療施設等として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 分娩室、病室、入所室等 (2) 宿泊施設	次に掲げる基準面積に基準単価を乗じた額  基準面積 (1) 分娩室、病室、入所室等 194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡（ただし、2室を限度とする。） (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。  基準単価 (1) 分娩室、病室、入所室等 鉄筋コンクリート造 <u>220,000円</u> ブロック造 <u>192,100円</u> 木造 <u>220,000円</u> (2) 宿泊施設 鉄筋コンクリート造 <u>245,300円</u> ブロック造 <u>214,500円</u> 木造 <u>245,300円</u>	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内	1か所につき 1,000千円	施設整備 事業	産科医療施設等として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 分娩室、病室、入所室等 (2) 宿泊施設	次に掲げる基準面積に基準単価を乗じた額  基準面積 (1) 分娩室、病室、入所室等 194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡（ただし、2室を限度とする。） (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。  基準単価 (1) 分娩室、病室、入所室等 鉄筋コンクリート造 <u>224,000円</u> ブロック造 <u>195,600円</u> 木造 <u>224,000円</u> (2) 宿泊施設 鉄筋コンクリート造 <u>249,700円</u> ブロック造 <u>218,400円</u> 木造 <u>249,700円</u>	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内	1か所につき 1,000千円

		(注) 1 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回る場合は、当該建築単価を基準単価とする。 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途知事に協議して承認を得た額とする。		
設備整備事業	産科医療施設等として必要な医療機器購入費	1か所当たり17,035千円		1品につき100千円

		(注) 1 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回る場合は、当該建築単価を基準単価とする。 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途知事に協議して承認を得た額とする。		
設備整備事業	産科医療施設等として必要な医療機器購入費	1か所当たり17,035千円		1品につき100千円